

平成26年度いじめの防止等に関する普及啓発協議会について

1. 目的

国のいじめ防止基本方針において、いじめの防止等のために国が実施する施策として「いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証」が挙げられており、具体的には、「いじめ防止対策協議会」の設置による効果的な対策の検証とともに「各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を定期的を開催し、検証の結果を周知する」とされている。

これを踏まえ、各地域の学校関係者の集まる普及啓発協議会を開催し、いじめの防止等に関する理解を深め、一層の取組強化を促進する。

2. 開催日（予定）

全国4ブロック

関東ブロック（東京）	平成26年11月7日（金）午前中
東北ブロック（仙台）	平成26年11月21日（金）午前中
九州ブロック（福岡）	平成26年12月19日（金）午前中
関西・四国ブロック（大阪）	平成27年2月6日（金）午前中

3. 参加対象

○行政部局（教育委員会、私学担当等）の生徒指導担当

○学校の管理職や生徒指導担当等

※過去の実績では、各会場200人程度の参加

4. 内容

いじめ防止対策推進法等に関する行政説明や、より理解を深めるための有識者からの講演、参加者からの取組事例の発表、参加者間の意見交換等が考えられる。

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に取り組むためのものであり、この趣旨を踏まえ、各委員の所属団体の構成員にも、広く参加を呼びかけて頂くことも考えられるか。